

村 長	教育長	審議監
大岩	大瀬	門垣

R8.5.25

総務課長	防災係長	防災係	防災係	起 案
友尻	高沢	坂崎	遠原	中渡

令和8年度球磨村防災会議資料

8 . 6 . 2

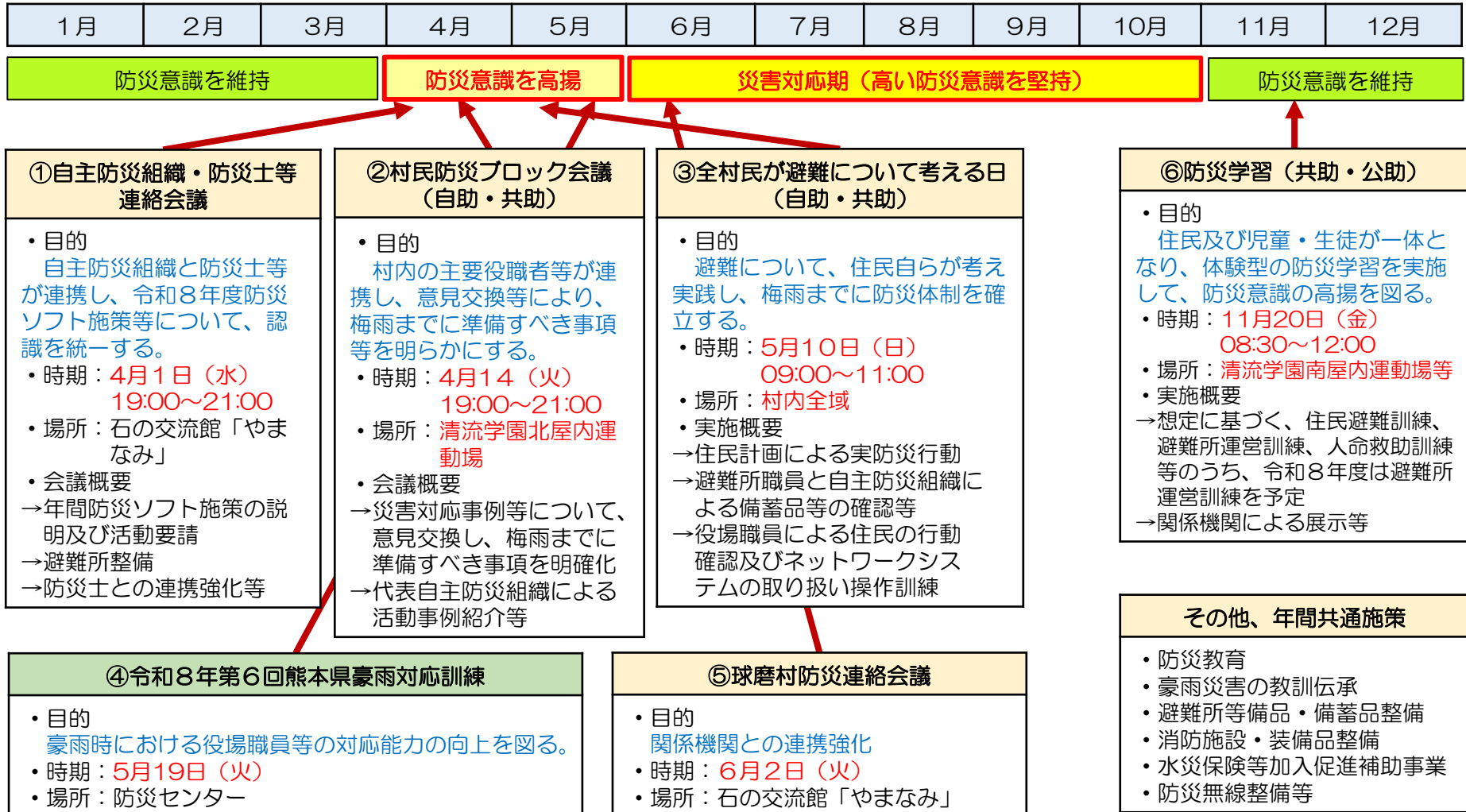
球 磨 村 役 場 総 務 課

令和8年度球磨村防災ソフト施策大綱について

1 目的

令和8年度球磨村主要防災ソフト施策の大綱を明示し、関係機関との調整等、先行的な業務実施に資する。この際、それぞれの施策実施に伴い、球磨村民の防災意識高揚に留意する。

2 主要防災ソフト施策



令和7年の気象情報及び役場の対応等

番号	時 期	気象情報等		役場の体制	レベル	避難情報	避難者
①	1月8日～1月10日	大雪	大雪注意報	情報収集体制	2		
②	1月12日～1月12日	大雪	大雪注意報	情報収集体制	2		
③	1月27日～1月29日	大雪	大雪注意報	情報収集体制	2		
④	2月3日～2月5日	大雪	大雪警報	情報収集体制	2		
⑤	3月18日05時00分	地震	震度3	情報収集体制	2		
⑥	2月7日～2月8日	大雨	大雪注意報	情報収集体制	2		
⑦	6月9日～6月11日	大雨	大雨注意報	情報収集体制	2		
⑧	8月7日～8月11日	大雨	大雨・洪水注意報	警戒体制	3	高齢者等避難	3世帯7名
⑨	8月19日～8月19日	大雨	大雨注意報	情報収集体制	2		
⑩	8月21日～8月21日	台風12号	強風域	情報収集体制	2		

結 論	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年、球磨村では大雨警報の発表がなかった。 2 令和7年8月10日～11日、熊本県は線状降水帯の発生により甚大な被害を受けた。 3 令和7年、球磨村で避難指示等の発令は1回であった。 (令和6年：5回、令和5年：4回、令和4年：6回) 4 令和7年、九州北部の梅雨入りは6月4日頃であり、梅雨明けは7月19日頃であった。 また、梅雨時期の雨量は、過去の平均雨量の68%であった。 (令和2年は192%、令和6年は107%) 5 令和8年3月15日23時10分、球磨村で震度3の地震を観測した。
--------	--

球磨村の自主防災組織

防災センター
0966-32-1138 (直通)
または
0966-32-1111 (内184)
(内185)
(内183)

緊急時の連絡先
高沢携帯

中渡携帯
坂崎携帯

遠原携帯

- 平常時の主な活動内容**
- 1 自主防災計画の策定・修正
 - 2 防災知識の普及・啓発活動
 - 3 防災訓練の計画・実施
 - 4 防災情報の収集・伝達及び連絡網等体制の整備
 - 5 近隣自主防災組織との連携
 - 6 災害危険箇所の巡回・点検
 - 7 個人備蓄の啓発
 - 8 非常持ち出し品の啓発
 - 9 火気使用設備器具の点検
 - 10 各種災害対応案の保持
 - 11 避難行動要支援者の把握と具体的な避難要領の確立
 - 12 避難路の点検
 - 13 防災資機材の備蓄及び管理
- 災害時の主な活動内容**
- 1 防災情報の収集伝達
 - 2 初期消火
 - 3 安否確認・避難誘導
 - 4 避難状況の報告等、役場との連携
 - 5 避難所の運営協力
 - (1) 避難者の統制
 - (2) 物資配分
 - (3) 給食・給水・ごみ処理
 - (4) 防疫対策・し尿処理
 - (5) 避難所以外の避難者把握
 - (6) 避難の呼びかけ
 - (7) 避難行動要支援者の支援

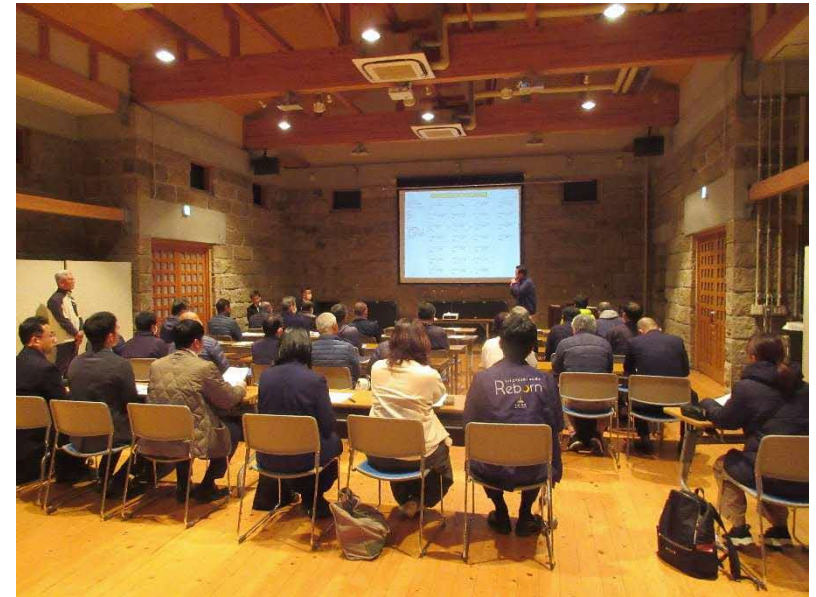


備考

- 1 ※印: 班長が自主防災組織会長を兼務
- 2 ☆印: いくつかの班が連盟で組織

令和8年度 自主防災組織・防災士連絡会議

- 1 目的：主要な防災ソフト施策等について周知する。
- 2 時期：令和8年4月1日（水）19時～21時
- 3 場所：石の交流館「やまなみ」
- 3 参加者：自主防災組織及び防災士等
（合計27名）
- 4 成果の概要
 - (1) 主要なソフト防災施策について周知
 - (2) 避難所等整備の状況について周知
 - (3) 年度の各自主防災組織の活動予定について、
情報交換
 - ア 隣集落との連携訓練（要支援者含む）
 - イ 備品点検（発電機・AED等）
 - ウ 防災マップの見直し
 - エ 車椅子を活用した避難要領の確認
 - オ 土のうの事前準備
 - カ 危険個所の確認及び徹底
 - キ 自宅訪問による要支援者の確認
 - ク 防災勉強会



令和2年7月豪雨に係る伝承実績等

□：村内で実施
 □：村外で実施

番号	時 期	場 所	研修会等	備考
1	7.4.3-4	球磨村	熊本県新規採用職員研修支援	語り部
2	7.4.7	球磨村	球磨清流学園職員	
3	7.4.16	球磨村	毎床	
4	7.5.9	山形県山形市	山形県市町村職員防災基本研修	
5	7.5.14	富山県富山市	富山県市町村防災担当幹部職員研修	
6	7.5.20	球磨村	始良市民生児童委員協議会	
7	7.5.20	球磨村	熊本市西区職員	
8	7.6.11	熊本市南区	富合校区防災研修会	
9	7.6.26	球磨村	関西大学非常勤講師饗庭（あいば）氏	
10	7.1.14	球磨村	関西大学北陽高校	オンライン
11	7.7.15	球磨村	球磨清流学園8年生	
12	7.7.30	球磨村	高知県副町村長会	
13	7.8.1	球磨村	京都大学山敷教授	
14	7.8.5	和歌山市	和歌山県防災担当幹部職員	
15	7.8.31	あさぎり町	あさぎり町防災フェスタ	

番号	時 期	場 所	研修会等	備考
16	7.9.30	球磨村	球磨清流学園5年生	
17	7.10.6	球磨村	長崎県諫早市自治会連合会中央支部	
18	7.10.29	球磨村	福岡県防災士ネットワーク	
19	7.11.25	球磨村	神瀬地区	
20	7.11.27	東京都小平市	令和7年度水害対応タイムライン	
21	7.12.1	球磨村	京都立命館大学大学院生3名	
22	7.12.12	球磨村	広島県庄原市東城町	
23	7.12.17	球磨村	大規模災害対策研究機構（CDR）	
24	8.1.30	東京都新宿区	図上訓練指導員意見交換会	
25	8.2.17	球磨村	鹿児島県曾市財部消防団	
26	8.3.23	球磨村	神瀬地区	
27	8.3.25	東京都千代田区	タイムライン国民会議シンポジウム	

令和2年度：1回、令和3年度：11回、令和4年度：24回、令和5年度：36回、
令和6年度：30回、令和7年度：27回

令和8年度 球磨村村民防災ブロック会議（8. 4. 14）



- 152名の参加者が、梅雨期までに「何を・どの様に準備すべきか」真剣に議論した。
- 代表自主防災自主防災組織による活動報告を実施した。

令和8年度 球磨村全村民が避難について考える日（8. 5. 10）

9
P39資料



• 役場が活動報告受け等により把握しているだけでも、約570名の村民が避難行動、電話網の確認、備品点検等の避難行動について確認した。

令和7年度 球磨村防災学習 (7. 11. 21)



児童・生徒及び近隣住民等約450名が、関係機関の協力を得て、公助について学んだ。

防災基盤の整備について



【公民館等への救助用毛布の整備】



【公民館等へのエアコンの整備】



【発電機の取り扱い等説明会】



【公民館等への電気メガホンの整備】



【公民館等へ携帯ラジオの整備】



【洪水標識の整備】

- 活動の中核となる集落の公民館等を整備するため、**地域防災緊急整備事業交付金、防災減災交付金及びコミュニティ助成事業等**を活用し、**ハザードマップ等の作成、避難所等の整備、発電機、備蓄物資の整備**を実施しており、令和7年度の整備実績は、**19,835,170円**である。
- 住民の自主・積極的な防災活動を促すため、希望調査を実施し必要数を必要とする公民館に配布している。

指定緊急避難場所等及び福祉避難所の変更について

1 指定緊急避難場所等

区 分	収容予定人員	災害リスク
エスペランサ桜峯集会所	50名	なし
特別養護老人ホーム「千寿園」 ※2Fスペース	50名	なし
高齢者生活福祉センター「せせらぎ」 ※2F畳部屋	30名	最大想定浸水区域内
球磨清流学園	100名	最大想定浸水区域内
田舎の体験交流館「さんがうら」	100名	なし
コミュニティセンター「たかさわ」	50名	土砂災害警戒区域内
コミュニティセンター「こうのせ」	80名	なし

※1 エスペランサ桜峯集会所の収容スペースが満席になった場合は、別途、調整により、特別養護老人ホーム「千寿園」の2Fスペースを開設する。

※2 高齢者生活福祉センター「せせらぎ」は、2Fの畳部屋のスペースを指定緊急避難場所として開設・維持・運営し、2Fの個室を福祉避難所として開設・維持・運営する。

2Fの畳部屋のスペースが満席になった場合は、指定緊急避難場所として、球磨清流学園避難所を開設・維持・運用する。

2 福祉避難所

区 分	災害リスク
高齢者生活福祉センター「せせらぎ」※2F個室	最大想定浸水区域内
特別養護老人ホーム「千寿園」	なし

※1 高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の開設は、高齢者等避難の発令に併せて開設する。

※2 特別養護老人ホーム「千寿園」の開設は、災害対策基本法及び内閣府令の基準に基づき、災害発生後に、別途、調整により開設する。

各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準

警戒レベル	気象情報等	役場の体制	役場等の編成	役場等の行動	村民の行動
5	<ul style="list-style-type: none"> • 村内にレベル5 氾濫特別警報・大雨特別警報・土砂災害特別警報が発表 • 計画高水位超え（渡） • 村内に震度6弱以上の地震が発生 	災害対策本部体制	全職員で対応	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急安全確保を発令 • 村民の命を守る最善の行動を指示 	<ul style="list-style-type: none"> • すでに安全な避難ができず、命が危険な状態であり、いまいる場所よりも安全な場所に直ちに移動する。
4	<ul style="list-style-type: none"> • 村内にレベル4 氾濫危険警報・大雨危険警報・土砂災害危険警報が発表 • 村内に記録的短時間大雨情報が発表 • 村内に人的災害が緊迫 • 氾濫危険水位超え（渡） • 村内に震度5弱以上の地震発生 • 村内に線状降水帯の直前予告が発表または線状降水帯が発生 		全職員で対応することを基本	<ul style="list-style-type: none"> • 避難指示を発令 	<ul style="list-style-type: none"> • 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況であり、この段階までに避難を完了しておく。 • 台風等により暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
3	<ul style="list-style-type: none"> • 村内にレベル3 氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報が発令された場合（夜間に発表の可能性のある場合を含む） • 避難判断水位超え（渡） • 村内に震度4以上の地震発生 • 村内に線状降水帯半日前予測が発表され、更に、村内に予想降水量50ミリ以上／1時間・200ミリ以上／24時間が発表された場合 	警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> • 関係課長 • 避難所管理者の指名する者 • 社協事務局長の指名する者 • 防災担当職員等 	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者等避難を発令 • 指定緊急避難場所等の開設 • 福祉避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難行動を開始する。 • 高齢者等は立ち退き避難を基準として避難を開始する。
2	<ul style="list-style-type: none"> • 村内に大雨注意報の発表 • 村内に洪水注意報の発表 • 氾濫注意水位超え（渡） 	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> • 防災担当職員 • 避難所担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> • 気象情報を収集 • 避難所の開設準備完了 	<ul style="list-style-type: none"> • ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認する等、災害への備えを万全にする。
1	<ul style="list-style-type: none"> • 近く警報級の大雨が降るとの予報 • 水防団待機水位超え（渡） 		防災担当職員	気象情報収集	災害への心構えを高める。

新しい防災気象情報（令和8年出水期から運用開始予定）



- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとに) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! > -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報		避難行動を確認（避難場所や避難経路など）
警戒レベル 1	早期注意情報				

- 球磨村では、警戒レベル3（夜間に可能性含む）の情報で早めの避難が極めて重要
- 明るいうちに、動けるうちに、防災無線が聞こえていうちに避難

各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準の見直し

区分	事前の気象予報	警戒レベル	実際の気象状況に基づく役場の対応
令和2年 7月豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 夜間に警報の可能性「高」 1時間雨量最大：60ミリ 24時間雨量最大：200ミリ 	「3」 7月3日 17時に高 齢者等避難	記録的短時間大雨、球磨川の急激な水位上昇、被害情報等、総合的に判断し7月4日03時30分「レベル5緊急安全確保」を発令
令和7年 8月豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 夜間に警報の可能性「中」 1時間雨量最大：40ミリ 24時間雨量最大：200ミリ 線状降水帯半日前予測 	「2」 情報収集体 制を維持	「線状降水帯が予想以上の速さで南下中、どこまで南下するのか予想困難」を受けて、8月10日23時00分「レベル3、高齢者等避難」



区分		気象情報
警戒レベル 3	令和7年度 の基準	<ul style="list-style-type: none"> 村内に大雨（洪水）、暴風警報発令（夜間に発表の可能性「高」を含む） 避難判断水位超え（渡） 村内に震度4以上の地震発生 村内に線状降水帯半日前予測が発表
	令和8年度 の基準	<ul style="list-style-type: none"> 村内にレベル3氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報が発令された場合（夜間に発表の可能性のある場合を含む） 避難判断水位超え（渡） 村内に震度4以上の地震発生 村内に線状降水帯半日前予測が発表され、更に、村内に予想降水量50ミリ以上／1時間・200ミリ以上／24時間が発表された場合



各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準

警戒レベル	気象情報等	役場の体制	役場等の編成	役場等の行動	村民の行動
5	略	略	略	略	略
4	略	略	略	略	略
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内にレベル3 氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報が発令された場合（夜間に発表の可能性がある場合を含む） ・ 避難判断水位超え（渡） ・ 村内に震度4以上の地震発生 ・ 村内に線状降水帯半日前予測が発表され、更に、村内に予想降水量50ミリ以上／1時間・200ミリ以上／24時間が発表された場合 	警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課長 ・ 避難所管理者の指名する者 ・ 社協事務局長の指名する者 ・ 防災担当職員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等避難を発令 ・ 指定緊急避難場所等の開設 ・ 福祉避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難行動を開始する。 ・ 高齢者等は立ち退き避難を基準として避難を開始する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内に大雨注意報の発表 ・ 村内に洪水注意報の発表 ・ 氾濫注意水位超え（渡） 	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災担当職員 ・ 避難所担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報を収集 ・ 避難所の開設準備完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認する等、災害への備えを万全にする。
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近く警報級の大雨が降るとの予報 ・ 水防団待機水位超え（渡） 		防災担当職員	気象情報収集	災害への心構えを高める。

※1 住民の避難は、レベル3の段階において「**明るいうちに、動けるうちに、防災無線が聞こえているうちに避難**」するよう留意する。

※2 住民の避難は、第3レベルの段階において「**土砂災害警戒区域内及び最大想定浸水区域内からの立ち退き避難**」に留意する。

※3 上記基準に基づく他、「**熊本地方気象台からのホットライン情報**」を重視する。

※4 大雪に関する行動基準は別示する。

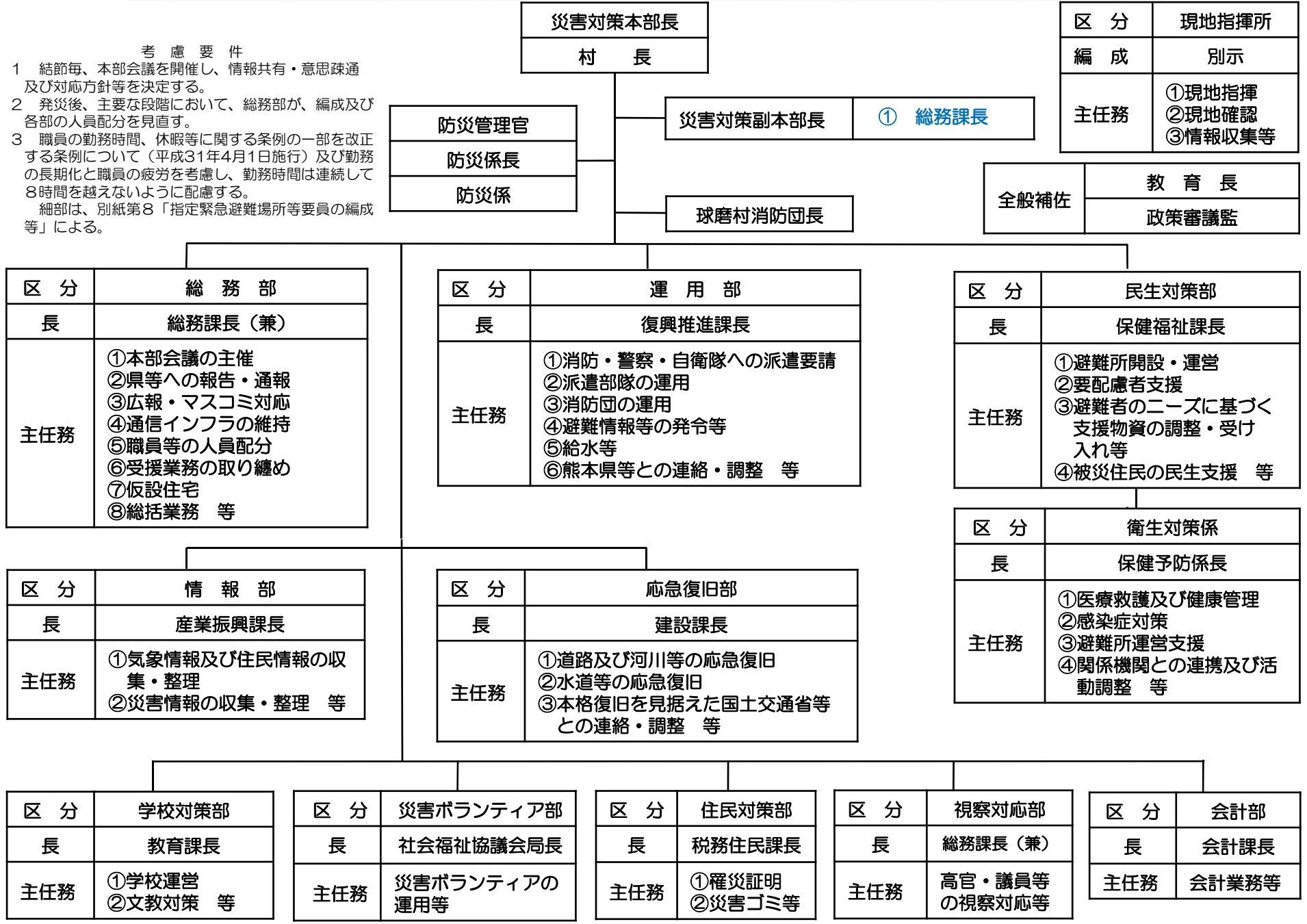
指定緊急避難場所等要員の編成等

区 分	避難所管理者	担当職員	
エスペランサ桜峯集会所及び 特別養護老人ホーム「千寿園」 2Fスペース含む	高沢 美由紀（主） 大坂間 一樹（副）	野々原 しおり 松野 伊代 藪田 武洋	藪田 琴音 高田 知歩
せせらぎ避難所及び球磨清流学園	牛塚 友紀（主） 日隠 啓知（副）	尾方 由里恵 浦野 由紀	守田 将吾 橋詰 達夫
コミュニティセンター「たかさわ」	木屋 正行（主） 野々原 真矢（副）	浦野 祐磨 高沢 絵利奈	天野 恭平 上田 晃輔
田舎の体験交流館「さんがうら」	舟戸 文吾（主） 地下 克愛（副）	中村 晴香 吐合 未樹	永井 健太郎 上田 遼
コミュニティセンター「こうのせ」 ※完成までは神照寺を運用	大岩 誉（主） 中村 龍介（副）	蓑毛 智和 淵上 紗希	中村 はづき 那良 昂

令和8年度災害対策本部要員の編成及び主要な任務

考慮要件

- 1 結節毎、本部会議を開催し、情報共有・意思疎通及び対応方針等を決定する。
- 2 発災後、主要な段階において、総務部が、編成及び各部の人員配分を見直す。
- 3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（平成31年4月1日施行）及び勤務の長期化と職員の疲労を考慮し、勤務時間は連続して8時間を越えないように配慮する。
細部は、別紙第8「指定緊急避難場所等要員の編成等」による。



令和8年度災害対策本部要員の編成

考慮要件

- 1 結節毎、本部会議を開催し、情報共有・意思疎通及び対応方針等を決定する。
- 2 発災後、主要な段階において、総務部が、編成及び各部の人員配分を見直す。
- 3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（平成31年4月1日施行）及び勤務の長期化と職員の疲労を考慮し、勤務時間は連続して8時間を越えないように配慮する。
細部は、別紙第8「指定緊急避難場所等要員の編成等」による。

